

労審発第1385号

令和4年3月14日

厚生労働大臣

後藤 茂之 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和4年3月10日付け厚生労働省発雇均0310第2号をもって諮問のあった「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年3月14日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

勤労者生活分科会
分科会長 山本 眞弓

「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和4年3月10日付け厚生労働省発雇均0310第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。